

香川県新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議（第3回） 次第

日時：令和2年2月25日（火）15：00～
場所：香川県庁北館3階 303会議室

1. あいさつ

2. 議題

（1）政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について

（2）新型コロナウイルス感染症の最近の状況について

（3）県主催のイベント等の開催状況について

（4）その他

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にはほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
 - ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。
- 重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法を中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
 - ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
- ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乘じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」

2020年2月24日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

1. 緒言

この専門家会議は、新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため、適宜、政府に助言をしてきました。

我々は、現在、感染の完全な防御が極めて難しいウイルスと闘っています。このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。

ただし、感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。そのためには、これから1-2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起こりかねず、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがあります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。

今まで明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような考えを持っているのかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめることとしました。なお、この内容はあくまでも現時点の見解であり、隨時、変更される可能性があります。

2. 日本国内の感染状況の評価

2019年12月初旬には、中国の武漢で第1例目の感染者が公式に報告されていますが、武漢の封鎖は2020年1月23日でした。したがって、その間、武漢と日本の間では多数の人々の往来があり、そのなかにはこのウイルスに感染していた人がいたと考えられます。

既に、国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。したがって、中国の一部地域への渡航歴に関わらず、一層の警戒が必要な状況になってきました。

このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所で、続けて起きることです。

3. これまでに判明してきた事実



(1) 感染者の状況

新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症であり、既に回復している人もいます。

国内の症例を分析すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いです。

しかしながら、一部の症例は、人工呼吸器など集中治療を要する、重篤な肺炎症状を呈しており、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。現時点までの調査では、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いと考えられます。

(2) 感染経路などについて

これまでに判明している感染経路は、咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が主体です。空気感染は起きていないと考えています。ただし、例外的に、至近距離で、相対することにより、咳やくしゃみなどがなくても、感染する可能性が否定できません。

無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があるなど、感染力と重症度は必ずしも相関していません。このことが、この感染症への対応を極めて難しくしています。

(3) PCR検査について

PCR検査は、現状では、新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法であり、必要とされる場合に適切に実施する必要があります。

国内で感染が進行している現在、感染症を予防する政策の観点からは、全ての人にPCR検査をすることは、このウイルスの対策として有効ではありません。また、既に産官学が懸命に努力していますが、設備や人員の制約のため、全ての人にPCR検査をすることはできません。急激な感染拡大に備え、限られたPCR検査の資源を、重症化のおそれがある方の検査のために集中させる必要があると考えます。

なお、迅速診断キットの開発も、現在、鋭意、進められています。

(4) 医療機関の状況

首都圏を中心とした医療機関の多くの感染症病床は、ダイヤモンド・プリンセス号の状況を受けて、既に利用されている状況にあります。感染を心配した多くの人々が医療機関に殺到すると、医療提供体制がさらに混乱する恐れがあります。また、医療機関が感染を急速に拡大させる場所になりかねません。

4. みなさまにお願いしたいこと



この1～2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、我々市民がそれぞれできることを実践していかねばなりません。

特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

- 風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならぬときを含みます）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それが一日の行動パターンを見直し、対面で人ととの距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性がありますが、心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご留意ください。

教育機関、企業など事業者の皆様も、感染の急速な拡大を防ぐために大切な役割を担っています。それぞれの活動の特徴を踏まえ、集会や行事の開催方法の変更、移動方法の分散、リモートワーク、オンライン会議などのできる限りの工夫を講じるなど、協力してください。

以上





Press Release

報道関係者 各位

令和2年2月21日

【照会先】

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長 梅田 浩史

係 長 山田 大悟

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (令和2年2月21日版)

2月21日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(2月21日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、2月20日報から下線部分を更新しました。)

2月20日に、横浜港で検疫中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に関連した患者2名が死亡され、プレスリリースを行いました。また、2月19日に行われた新型コロナウイルスに関する検査において確認された無症状病原体保有者23名及び乗船していたそれの方々のご家族・同行者16名について、昨日、国からの要請を受諾いただいた藤田医科大学の4月1日開院予定のセンター（愛知県岡崎市）へ搬送することとしています。

国内では、2月20日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者9名（71例目から79例目）の報告があり、プレスリリースを行いました。

1. 国内の状況について

2月21日12:00現在、79例の患者、14例の無症状病原体保有者が確認されている。

【内訳】

- ・ 患者79例（国内事例69例、チャーター便帰国者事例10例）
 - ・ 無症状病原体保有者14例（国内事例10例、チャーター便帰国者事例4例）
- うち日本国籍67名、調査中10名である。

	PCR検査実施人数	PCR検査陽性者 (うち湖北省滞在歴がある者)	PCR検査陽性者							
			うち無症状者	うち有症状者	うち退院した者	うち入院中の者	うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者	うち確認中	うち死亡者
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	693人	79*1 (12)	10	69	16	52	29	9	14	1
チャーター便 帰国者事例 (水際対策で確 認)	829人*2	14 (14)	4	10	4	6	6	0	0	0
合計	1,522人	93 (26)	14	79	20	58	35	9	14	1

*1 うち日本国籍53名

*2 付添1名を含む。

①国内事例 (②チャーター便帰国者を除く)

【※詳細は別添1参照】

- ・患者69例、無症状病原体保有者10例
- ・2月20日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計693件の検査を実施。そのうち69例が陽性。559例が陰性、65例が結果待ち。
- ・上記患者のうち入院中52名、退院16名、死亡1名。
- ・無症状病原体保有者10名は入院中または入院予定。

②チャーター便帰国者に係る発生状況

(水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者)

【※詳細は別添2参照】

- ・患者10例、無症状病原体保有者4例
- ・患者のうち入院中6名、退院4名。
- ・無症状病原体保有者4名のうち、入院中1名、退院3名。

2. クルーズ船での発生状況について

- ・2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、延べ3,063名について、新型コロナウイルスに関する検査を実施したところ、陽性が確認されたのは634名（うち無症状病原体保有者延べ328名）。

(※) なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

・本日、14日間の健康管理期間が経過し、陰性が確認されていた方のうち253名の方が、9時20分から17時00分にかけて下船しました。

- ・船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣し、医薬品等の配布・相談対応を行っています。

3. 国民の皆様へのメッセージ

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの対応については、別添3をご参照ください。

◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療

機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや 咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

○イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

4. 国外の発生状況について

- 海外の国・地域の政府公式発表に基づくと、2月21日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

国・地域	感染者数	死者数
中国*	75,465名	2,236名
香港	69名	2名
マカオ	10名	0名
台湾	24名	1名
タイ	35名	0名
韓国	104名	1名
米国	15名	0名
ベトナム	16名	0名
シンガポール	85名	0名
フランス	12名	1名
オーストラリア	15名	0名
マレーシア	22名	0名
ネパール	1名	0名
カナダ	8名	0名
カンボジア	1名	0名
スリランカ	1名	0名
ドイツ	16名	0名
アラブ首長国連邦	9名	0名
フィンランド	1名	0名
イタリア	3名	0名
インド	3名	0名
フィリピン	3名	1名
英国	9名	0名
ロシア	2名	0名
スウェーデン	1名	0名
スペイン	2名	0名
ベルギー	1名	0名
エジプト	1名	0名
イラン	5名	2名

* 中国：2/13より診断基準変更（湖北省においては、臨床診断病例が追加）

(参考)

- ・中国における新型コロナウイルス感染症の発生状況

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

- ・中国における原因不明肺炎について（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：

<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/>

- ・海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国（厚生労働省検疫所 HP FORTH）：

<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>

- ・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（事務連絡）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

- ・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明（世界保健機関（WHO））：

<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>

- ・新しいコロナウイルス - 大韓民国（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：

<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>

- ・中華人民共和国国家衛生健康委員会：

<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>

- ・武漢市衛生健康委員会：

<http://wjw.wuhan.gov.cn/>

- ・広東省衛生健康委員会：

<http://wsjkw.gd.gov.cn/>

- ・衛生福利部疾病管制署（台湾 CDC）：

<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>

- ・中国における新種のコロナウイルスについて（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：

<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>

- ・厚生労働省 Twitter：

<https://twitter.com/mhlwitter?lang=ja>

- ・First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States :

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>

- ・International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China

（世界保健機関（WHO））

<https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-china>

(別添1) 国内事例 (チャーター便帰国者を除く)

・2月20日12:00現在、確認されている国内の発生状況は以下のとおり。

【国内事例 (チャーター便帰国者を除く)】

新 No.	旧 No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者 の発生※	濃厚接触者 の状況
1	1	1/15	30代	男	神奈川県	なし	38名特定 健康観察終了
2	2	1/24	40代	男	中国 (武漢市)	なし	32名特定 健康観察終了
3	3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	なし	7名特定 健康観察終了
4	4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	No. 19	2名特定 健康観察終了
5	5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	なし	3名特定 健康観察終了
6	6	1/28	60代	男	奈良県	No. 8 No. 13	22名特定 健康観察終了
7	7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	なし	2名特定 健康観察終了
8	8	1/29	40代	女	大阪府	No. 6	2名特定 健康観察終了
9	10	1/30	50代	男	三重県	なし	3名特定 健康観察終了
10	11	1/30	30代	女	中国 (湖南省)	なし	4名特定 健康観察終了
11	12	1/30	20代	女	京都府	なし	なし

12	13	1/31	20代	女	千葉県	No. 6	1名特定 健康観察終了
13	17	2/4	30代	女	中国 (武漢市)	No. 20	6名特定 健康観察終了
14	19	2/4	50代	男	中国 (湖北省)	No. 4	調査中
15	20	2/5	40代	男	中国 (武漢市)	No. 17	6名特定 健康観察終了
16	21	2/5	20代	男	京都府	調査中	1名特定 健康観察実施中
17	26	2/11	50代	男	神奈川県	調査中	調査中
18	27	2/13	80代	女	神奈川県	No. 28 No. 48	調査中
19	28	2/13	70代	男	東京都	調査中	1名特定 健康観察実施中
20	29	2/13	50代	男	和歌山県	No. 31	調査中
21	30	2/13	20代	男	千葉県	調査中	51名特定 健康観察実施中
22	31	2/14	70代	男	和歌山	No. 29 No. 54	調査中
23	32	2/14	60代	女	沖縄県	不明	16名特定 健康観察実施中
24	33	2/14	50代	女	東京都	No. 28	調査中

25	34	2/14	70代	男	東京都	No. 28	調査中
26	35	2/14	60代	男	愛知県	調査中	3名特定 健康観察実施中
27	36	2/14	50代	男	北海道	<u>不明</u>	45名特定 健康観察実施中
28	37	2/14	30代	男	神奈川県	調査中	6名特定 健康観察実施中
29	38	2/14	50代	男	和歌山県	No. 20	調査中
30	39	2/14	50代	女	和歌山県	No. 29	調査中
31	40	2/15	60代	男	和歌山県	No. 29 No. 50 No. 51	調査中
32	41	2/15	40代	男	東京都	No. 45	調査中
33	42	2/15	60代	女	東京都	No. 28	調査中
34	43	2/15	60代	女	愛知県	No. 35 No. 44 <u>No. 69</u> <u>No. 77</u>	調査中
35	44	2/16	60代	男	愛知県	No. 43 No. 53 No. 59	7名特定 健康観察実施中
36	45	2/16	30代	男	東京都	No. 41	調査中
37	46	2/16	60代	男	調査中	調査中	調査中

38	47	2/16	60代	男	調査中	No. 28	調査中
39	48	2/17	40代	女	神奈川	No. 27	4名特定 健康観察実施中
40	49	2/17	50代	男	東京都	調査中	調査中
41	50	2/17	80代	女	和歌山県	No. 40	調査中
42	51	2/17	50代	男	和歌山県	No. 40	調査中
43	52	2/17	50代	男	和歌山県	調査中	調査中
44	53	2/17	60代	男	愛知県	No. 44 No. 59	3名特定 健康観察実施中
45	54	2/18	60代	男	和歌山県	No. 22	調査中
46	55	2/18	30代	男	和歌山県	調査中	調査中
47	56	2/18	80代	男	東京都	なし	調査中
48	57	2/18	20代	男	東京都	調査中	調査中
49	58	2/18	50代	男	東京都	調査中	調査中
50	59	2/18	60代	男	愛知県	No. 44 No. 53	3名特定 健康観察実施中

51	60	2/18	80代	男	神奈川県	No. 27 No. 61 <u>No. 78</u>	調査中
52	61	2/18	70代	男	神奈川県	No. 60 <u>No. 78</u>	調査中
53	62	2/19	60代	男	神奈川県	調査中	調査中
54	63	2/19	40代	男	北海道	<u>No. 72</u>	調査中
55	64	2/19	60代	男	北海道	不明	調査中
56	65	2/19	60代	男	沖縄県	不明	調査中
57	66	2/19	70代	男	東京都	<u>No. 67</u>	調査中
58	67	2/19	70代	女	東京都	<u>No. 66</u>	調査中
59	68	2/19	70代	女	東京都	調査中	調査中
60	69	2/19	50代	女	愛知県	<u>No. 43</u> <u>No. 77</u>	調査中
<u>61</u>	<u>71</u>	<u>2/20</u>	<u>60代</u>	男	福岡県	<u>No. 79</u>	調査中
<u>62</u>	<u>72</u>	<u>2/20</u>	<u>40代</u>	男	北海道	<u>No. 63</u>	調査中
<u>63</u>	<u>73</u>	<u>2/20</u>	<u>70代</u>	女	千葉県	調査中	調査中

<u>64</u>	<u>74</u>	<u>2/20</u>	<u>80代</u>	男	沖縄県	調査中	調査中
<u>65</u>	<u>75</u>	<u>2/20</u>	<u>40代</u>	男	東京都	調査中	調査中
<u>66</u>	<u>76</u>	<u>2/20</u>	<u>30代</u>	男	埼玉県	調査中	調査中
<u>67</u>	<u>77</u>	<u>2/20</u>	<u>80代</u>	男	愛知県	<u>No. 43</u> <u>No. 69</u>	調査中
<u>68</u>	<u>78</u>	<u>2/20</u>	<u>80代</u>	男	神奈川県	<u>No. 60</u> <u>No. 61</u>	調査中
<u>69</u>	<u>79</u>	<u>2/20</u>	<u>60代</u>	女	福岡県	<u>No. 71</u>	調査中

(注) : 14例目は中華人民共和国に帰国しているため、現在の状況は不明。

18例目は死亡例。

その他、10例の無症状病原体保有者が確認されている。

(別添2) 水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者に係る発生状況

チャーター便	No.	旧No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1便	1	9	1/30	50代	男	中国 (武漢市)	無症状病原 体保有者 2名確認	なし
3便	2	14	2/1	40代	男	調査中	なし	なし
1便	3	15	2/1	40代	男	中国	なし	2名特定 健康観察終了
1便	4 *1	16	2/1	40代	男	中国 (武漢市)	不明	11名特定 健康観察終了
2便	5	18	2/4	50代	女	千葉県	調査中	なし
2便	6 *1	22	2/5	50代	男	中国 (武漢市)	なし	なし
4便	7	23	2/8	20代	男	中国 (武漢市)	なし	2名特定 健康観察実施中
2便	8 *2	24	2/10	40代	男	埼玉県	なし	2名特定 健康観察実施中
1便	9 *2	25	2/10	50代	男	中国 (武漢市)	不明	なし
5便	10	70	2/19	50代	男	中国 (湖北省)	不明	調査中

(*1) : No. 4、No. 6は当初、無症状病原体保有者。

(*2) : No. 8、No. 9は当初、無症状かつPCR検査陰性。

その他、4例の無症状病原体保有者が確認されている。

(別添3) 厚生労働省の通知・事務連絡一覧

【検疫関係】

- ・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf>
- ・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf>
- ・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、機内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>
- ・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>
- ・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施
- ・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

【医療機関・保健所等での対応関係】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制について（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598350.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598751.pdf>
- ・社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598104.pdf>
- ・保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598105.pdf>
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について（依頼）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597945.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597944.pdf>

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf>
- ・精神保健福祉センター等における新型コロナウイルスに関する心のケアについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597521.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業者の人員基準等の臨時的な取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597519.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597518.pdf>
- ・社会福祉施設等における職員の確保について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597517.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596426.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596979.pdf>
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596203.pdf>
- ・新型コロナウイルスを検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令等（施行通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596291.pdf>
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596202.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保及び感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596162.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その4）（別添1）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595972.pdf>
- ・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（自治体宛て）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595966.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症患者等に入院病床等の確保について（依頼）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595752.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595755.pdf>
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届け出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594992.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593837.pdf>
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に

「基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593843.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593853.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いの一部改正について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000592995.pdf>

- ・地方自治体に対し、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592718.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条第1及び第14条第2項に基づく届出の基準等について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592808.pdf>

- ・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

- ・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>

- ・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者（例：医療従事者）について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

- ・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施

- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新（疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）を策定

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>

- ・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施
- ・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。

https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf

- ・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領(暫定版)を作成

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

- ・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度(疑似症サーベイランス)の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

- ・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual.html>

- ・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

【情報発信】

- ・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談(コールセンター)をフリーダイヤル化
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html
- ・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html
- ・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行っている(随時更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00004.html

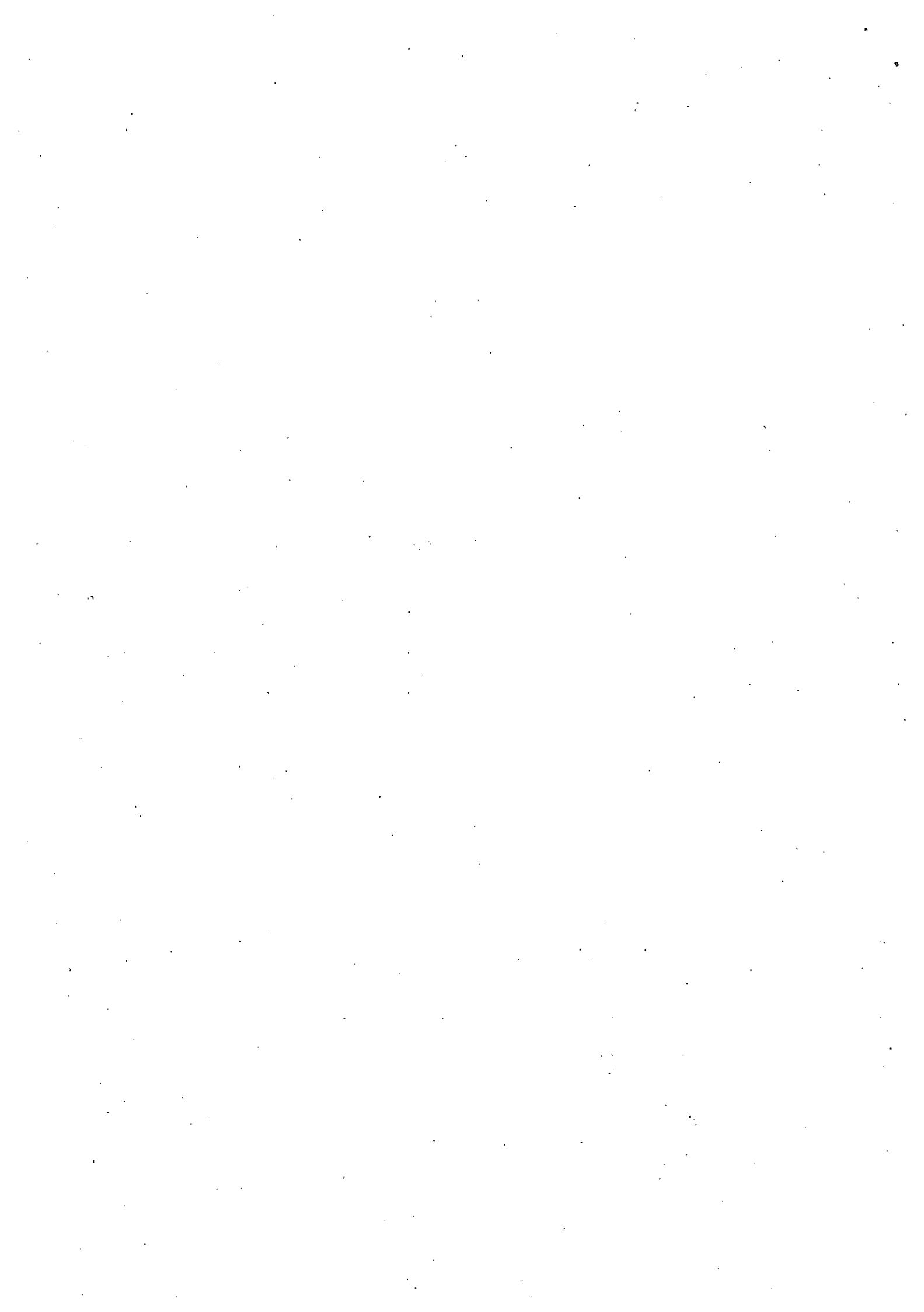
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

- ・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起
<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>

- ・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症関連特別融資について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09513.html



クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船された香川県関係者について

- 1 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」からの下船者について、厚生労働省（検疫所）から、本県関係者が4名いるとの連絡（2月21日（金）19時、23日（日）4時頃メールでの連絡）があり、健康観察を行っています。
- 2 4名は、全て60歳代以上（男性2名、女性2名）で、2月19日、20日に下船し、県内に戻られています。
- 3 うち1名から保健所に「発熱の症状がある。」との連絡がありましたので、医療機関へ受診調整を行い、県環境保健研究センターでPCR検査を実施しました。その結果は、「陰性」でした。
- 4 他の3名は、発熱や咳などの症状はなく、自宅等で待機されている事を確認しています。下船後14日間は毎日連絡を取り、健康観察を実施します。
健康観察中に、体調に変化があった場合には、専門の医療機関で受け入れるとともにPCR検査を実施する体制を整えています。

下船される皆さまは、国内への新興感染症の病原体の侵入を防ぐために、長期間に渡ってご苦労いただいた方々であります。県民の皆さんにおかれでは、下船された乗客の皆さまの心身の回復を手助けいただくように、最大限のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となった行事について

(令和2年2月25日12時時点)

行事名	開催日時	主催	中止の理由	部局名
体験学習室での着付け体験(甲冑・十二単)	常時実施	県立ミュージアム	新型コロナの感染が広がっている状況を踏まえ、来館者への感染防止のため	政策部
香川県企業東京プランチネットワーク会議	2月26日	香川県東京事務所	新型コロナウイルスの感染防止のため	
香川県災害医療コーディネート研修	2月15日、16日	香川県	講師の確保が困難となったため	
香川MCLS研修	2月23日、24日	香川県	講師の確保が困難となったため	
香川県県民公開講座「AIってなあに?」	3月1日	香川県歯科医師会、香川県	新型コロナウイルスの感染防止のため	
令和元年度 香川県新任民生委員児童委員研修会	3月6日	高松市、県民生児童委員協議会連合会、県社協、県	新型コロナウイルスの感染防止のため	健康福祉部
高次脳機能障害支援普及講演会	3月8日	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団、香川県	不特定多数の参加が見込まれ、感染防止のため	
大島青松園 讃岐うどん交流会	3月18日	香川県	新型コロナウイルスの感染防止のため	
知っておきたい「オーラルフレイル」健康長寿の秘訣はまず、お口から!!	3月22日	香川県歯科医師会、香川県	新型コロナウイルスの感染防止のため	
台湾経済団体等による知事訪問	3月3日	一	四国経済連合会・中華民国工商協進会 MOU 締結1周年記念シンポジウムが延期となったため	商工労働部
ダイヤモンド・プリンセス寄港歓迎イベント	3月26日	香川県	運航会社によるクルーズツアーの中止	交流推進部
フラワーフェスティバルかがわ2020	2月29日、3月1日	花の里かがわ推進委員会 (香川県ほかで厚生)	新型コロナウイルスの感染防止のため	農政水産部
香川県木造住宅耐震対策講座 「待ったなし!住まいの耐震化~『低コスト工法』を学ぼう~」	3月1日	香川県	多数の県民が集まるホールでの講演会であり、感染防止のため	土木部

医療セミナー「不整脈の非薬物治療～植込みデバイスとアプローチョン～」	2月27日	県立中央病院	新型コロナウイルスの感染拡大の影響	病院局
第6回 緩和ケア症例検討会	3月5日	県立中央病院	新型コロナウイルスの感染拡大の影響	
第75回 呼吸器センター勉強会	3月12日	県立中央病院	新型コロナウイルスの感染拡大の影響	
令和2年度公開健康講座	5月21日	県立白鳥病院、大川地区医師会、東かがわ市	聴衆の大半が70代以上の高齢者であり、感染防止のため	

※ 県が主催、または共催しているイベント